

公益財団法人日本スポーツ施設協会スポーツ救急員養成講習会開催規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ施設協会（以下「協会」という。）は、本規程に基づき、次の事項の具体的な実現を図る。

- (1) 施設利用者等の緊急時に迅速かつ的確に対応できる人材の養成を行う。
- (2) スポーツ救急員の資質向上を継続的に行い、社会的信頼性を確保する。
- (3) 体育・スポーツ施設の指導者及び施設管理者の緊急対応に際し中心的役割を担う人材の養成を行う。
- (4) 体育・スポーツ施設に従事する者への事故防止等安全に関する啓蒙活動を行う。

(種類と役割)

第2条 協会が認定するスポーツ救急員の種類と役割は次のとおりとする。

(1) 公認インストラクター（以下「インストラクター」という）

スポーツ施設等における利用者の事故防止に努め、緊急時に迅速かつ的確に対応するように努め、所属する施設及び周辺の安全に寄与する人材の養成として、プロバイダーの養成を担う者

(2) 認定プロバイダー（以下「プロバイダー」という）

スポーツ施設等における利用者の事故防止に努め、緊急時に迅速かつ的確に対応するように努め、所属する施設及び周辺の安全に関する啓蒙活動や講習会への開催サポートの役割を担う者

(講習会の開催及び基準カリキュラム)

第3条 協会は、スポーツ救急員を養成するため、別に定める基準カリキュラムに基づき養成講習会を開催する。なお、救急蘇生に関する内容は、『救急蘇生法の指針』市民用の内容に準拠する。

(1) インストラクター養成講習会の開催

協会が開催する養成講習会以外に、協会の加盟団体、その他協会が認めた団体において開催することができる。

(2) プロバイダー養成講習会の開催

インストラクターによりプロバイダー養成講習会の開催申請が行われ、協会が認めた場合に開催することができる。また、協会の加盟団体、その他協会が認めた団体において開催することができる。

(3) 開催申請書等の提出

各講習会を開催する個人及び団体は、インストラクター、プロバイダー養成講習会開催申請書（様式－１）、日程表（別紙－１）及び受講者名簿（別紙－２）を協会に提出しなければならない。

（４）報告書等の提出

各講習会を開催した場合は、インストラクター、プロバイダー養成講習会報告書（様式－２）及び修了者名簿（別紙－３）を講習会終了後３０日以内に提出しなければならない。

（資格認定及び登録）

第４条 スポーツ救急員の資格認定及び登録については、次のとおりとする。

- （１）第３条により開催された講習会を受講し、認定基準を満たした者に対して認定資格を付与する。
- （２）資格認定を受けた者は、協会に認定資格者として登録することができる。
- （３）認定資格を取得するための講習会の受講料は、次のとおりとする。

①インストラクター養成講習会

受講料：２０，０００円（資料代を含む）

②プロバイダー養成講習会

受講料：２，０００円

なお、プロバイダー養成講習会の受講料は実施する個人又は団体により上限２，０００円の範囲内で個別に設定することができる。

（資格の更新等）

第５条 認定資格の更新に当たっての要件等については、協会が別に定める。

（暫定的措置）

第６条 令和３年７月３１日以前にスポーツ救急手当講習会により認定された次に掲げる認定資格者の更新に関して、次期更新を希望する者は、有効期限内に限り暫定的措置として、自動的に既定の有効期間に１年を加算した期間を認定期間とする。

- （１）スポーツ救急手当インストラクター（酸素救急資格）
- （２）スポーツ救急手当インストラクター
- （３）スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格）
- （４）スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格+環境障害）
- （５）スポーツ救急手当プロバイダー
- （６）スポーツ救急手当プロバイダー（環境障害）

(7) CPR&AED プロバイダー (旧資格)

インストラクター及びプロバイダーの新規養成に関しては、暫定的措置期間においても養成講習会の開催により認定資格を取得できるものとする。

(補 則)

第7条 認定基準等に関しては、協会定款第40条に定める専門委員会の資格認定委員会により別に定める。

(附 則)

- 1 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月1日から施行する。